

下仁田町
中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

下仁田町の人口は6,576人（総務省統計局「令和3年度国勢調査」）であり、これは昭和30年の合併当時と比較して約3分の1にあたる人口である（総務省統計局「平成30年度国勢調査」）。総人口のうち15歳から64歳の人口は2,884名（約43.9%）であるのに対し、65歳以上の高齢者が3,340人（約50.8%）と人口の過半数を占めている。下仁田町は日本全体における高齢化率である28.4%（内閣府「令和2年版高齢社会白書」）を大きく上回り、非常に高齢化の進んだ状態にある地域といえる。

また、15歳未満の人口においても352人（約5.4%）と、平成12年の1,346人、平成22年の683人と比べて急激に減少の一途を辿っていることがわかる。将来の推計では2050年時点で総人口は2,268人、高齢者人口1,537人（高齢化率約67.8%）、15歳未満人口74人（約3.2%）と見られており（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」）、さらなる人口減少が予想される。

人口減少は町内の産業にも影響を与え、事業所数も平成24年度では552の事業所に3,094人の従業者がいた（総務省統計局「平成28年度経済センサス活動調査」）が、令和3年度では453の事業所に2,892人の従業者となっている（総務省統計局「令和3年度経済センサス活動調査」）。さらに下仁田町は山林・原野が総面積の8割近くを占め（総務省「令和5年度固定資産の価格等の概要調書」）、企業誘致も進んでいないため、今後も町内の産業規模は縮小し続ける見込みである。

このような状況の中、下仁田町では独自の取り組みとして、産業支援事業補助金制度（特許取得支援、EC支援、研修費補助）や中小企業新規取引先開拓支援事業、起業支援事業補助金制度などを策定し、町内事業者の支援を行ってきた。しかし、町内事業者の生産性の抜本的・継続的な向上により健全な事業基盤を構築するとともに、労働生産性を高めるための支援を行うことは依然として重要な課題である。

(2) 目標

下仁田町は、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者の先端設備等の導入を促進することで、地域内の設備投資を活発にし、新規事業への参入や新製品の開発を支援する。

これを実現するために、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に規定するものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

下仁田町の産業は、製造業のほか、建設業、サービス業など多岐にわたる業種が町内の経済及び雇用を支えている。このことから、多様な産業による活発な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

多様な産業による活発な設備投資を支援し、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、下仁田町全域とする。

(2) 対象業種・事業

下仁田町の産業は、製造業のほか、建設業、サービス業など多岐にわたる業種が町内の経済及び雇用を支えており、多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。このことから、本計画において対象とする業種は、全業種とし、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・単に人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、町内における雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・太陽光発電施設等の導入を行う計画については、下仁田町の定める「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を遵守した計画とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。